

政令第七十六号

恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二
第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第六十六条第四項並びに恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項及び第二項、第十四条の二第一項ただし書及び第二項並びに第十五条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第一条 恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第二百十号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「令和七年度」を「令和八年度」に改め、同条中「令和七年度」を「令和八年度」に、「一・〇四七」を「一・〇六七」に改める。

第二条第一項中「一万六千九百円」を「一万六千六百円」に改め、同条第二項中「六千六百円」を「九千六百円」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「六千二百円」を「九千二百円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部改正)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令(昭和五十

五年政令第二百七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「八十三万円」を「八十五万円」に改める。

附 則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

理由

令和八年度における恩給改定率を定めるとともに、厚生年金保険における寡婦加算の額との均衡を考慮し、扶助料等の年額に係る加算額に加算する額を定める等の必要があるからである。